

滋賀食肉センターの将来のあり方検討について

1 滋賀食肉センターのあり方検討の趣旨

- (1) 県内3と畜場(豊郷、近江八幡、大津)を統合し、平成19年にセンターを開設してから約15年が経過するなかで、センターの施設・設備の老朽化が進むとともに、牛の大型化が進み、施設の狭隘化や能力不足が明らかになってきたこと、また、近隣に、対米国、対EUの輸出認定を取得した京都市中央卸売市場第二市場が再整備されるなど、センターを取り巻く環境は大きく変化している。
- (2) 現在のセンター運営体制としては、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場、副生物処理・販売事業者の3団体が関係しており、センター全体として効率的な運営ができておらず、センター運営に関わる責任体制も不明確であること、また、3と畜場統合を背景に継承してきた滋賀特有の商慣習が県外からの集畜、県外への出荷防止の支障となっているなど、様々な課題が顕在化している。
- (3) 将来にわたって、安全安心な食肉の安定的な供給、近江牛畜産振興を図っていくためには、現在のセンター運営体制のままでの対応では対処しきれないことが明らかになってきており、公的関与・公的支援のあり方、県財政への影響を含め、設置運営形態等、センター全体のあり方について抜本的な検討をしなければならない時期を迎えている。
- (4) 外部有識者の意見を聴取しながら、県と公社、市場が連携し、ゼロベースから議論・検討を進める。

2 今後の検討スケジュール

令和3年 11月 19日	第1回滋賀食肉センター経営評価会議
	・滋賀食肉センターを取り巻く課題について
12月 15日	環境・農水常任委員会へ取組状況報告
	・滋賀食肉センターを取り巻く課題について
令和4年 2月 10日	第2回滋賀食肉センター経営評価会議
	・センターの役割について
	・センターの設置・運営の形態の見直しの方向性について
3月 8日	環境・農水常任委員会へ取組状況報告
	・センターの役割について
	・センターの設置・運営の形態の見直しの方向性について
5月～2月	滋賀食肉センター経営評価会議の開催(4回程度)
8月	環境・農水常任委員会へ取組状況報告
10月	環境・農水常任委員会へ取組状況報告
令和5年 3月	環境・農水常任委員会へとりまとめ結果の報告

3 県としてのセンターのあり方のとりまとめのイメージ

①センターの運営形態の見直し検討

効率的で自立した経営ができる運営形態の検討

②センターの抱える課題解決に向けた検討

副生物処理業務の適正化、料金制度や施設機能のあり方、県による支援のあり方等

③現施設が耐用年数を迎える令和20年(2038年)以降における、次の施設の再整備にあたっての望ましい姿の検討

4 滋賀食肉センターがあることによる効果、意義

- (1) センターは、と畜や市場取引、部分肉加工、流通販売などを通じて、肉用牛生産の拡大や食肉加工による畜産物の高付加価値化、地産地消や県外流通、海外流通の強化、県民への安全安心な食肉の供給といった、生産流通拠点としての機能を果たしている。
- (2) 本県唯一のと畜場、食肉地方卸売市場として、近江牛とこれを求める買参人が集積していることにより、他の市場での枝肉取引価格に比べて高値で取引されている。
- (3) 本県の畜産振興、近江牛ブランド振興のみならず、地域振興、地域活性化に大きく寄与している。
- (4) 食肉センター関連事業者の雇用を創出している。
- (5) 生産地と食肉センターが近接していることで、緊急的なと畜にも円滑に対応でき、生産者の安心に寄与している。
- (6) 消費地と食肉センターが近接していることで、低コストで配送できるとともに、食肉に比べて消費期限が短い内臓（ホルモン）を新鮮なうちに提供することができ、県民への安全安心な食肉の供給を通じて、豊かな食肉文化を支えている。
- (7) 生産者と買参人等取引事業者の交流、情報交換の場となっている。

5 もし県内に、と畜場、食肉地方卸売市場がなくなった場合に想定される事態

- (1) 生産者は県外のと畜場に出荷することが必要となり、輸送経費などの出荷経費が増大するとともに、長距離輸送による生体へのストレスによる商品価値の低下などのリスクも想定され、生産者の収入減につながる。
- (2) 県外と畜場のキャパシティオーバーによる受け入れ制限が発生する場合には、出荷先確保が困難となり、飼養頭数の減など生産調整を余儀なくされる。
- (3) 主に近江牛を取り扱い、近江牛を求める買参人が集まる食肉地方卸売市場がなくなることにより、近江牛を求める県内外の買参人が分散することで、近江牛ブランドをもとにした他市場に比べて高い枝肉相場の形成が困難となり、近江牛の市場価格の下落による生産者の収入減や、買参人にとっては安定的な流通量が確保できなくなる等の影響が懸念され、生産者、流通事業者双方にとってデメリットにつながる。
- (4) 食肉センター関連事業者の雇用が失われる。
- (5) 本県の畜産振興、近江牛ブランド振興の取組の後退と受け止められる。
- (6) 県内流通の拠点がなくなることによって、県民が近江牛を食す機会が少なくなることが懸念され、本県の食文化の形成にも大きな影響を与えかねない。
- (7) 県外と畜による受け入れ制限や経費増が原因で畜産農家の廃業が増えれば、飼料や畜産資材の県内販売業者の売上や雇用にも影響しかねない。

6 現在の設置・運営形態での問題点（設置・運営形態の見直しが必要となっている理由）

- ① センターは、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場および副生物処理・販売事業者の3団体が相互密接に関連し運営を行っているが、経営的にはそれぞれ独立した組織であり、団体間調整に時間と労力がとられることで、センターとしての運営方針決定が遅くなり、機動的、効率的な運営ができていない。
- ② 組織実態のないセンター方式により、全体としての指揮命令系統がなく、センター運営に関わる責任体制が不明確であり、法人間の責任の所在が問題となるなど、リスクコミュニケーションに課題がある。
- ③ センターの経営改善を図る上で、法人ごとに行っている改善の取組では限界がある。
- ④ センターにおける食肉や副生物を含めた食肉流通の全体像が把握できないことから、センター全体として公正かつ効率的な運営ができていない。

7 滋賀食肉センターの設置・運営形態の見直しの方向性

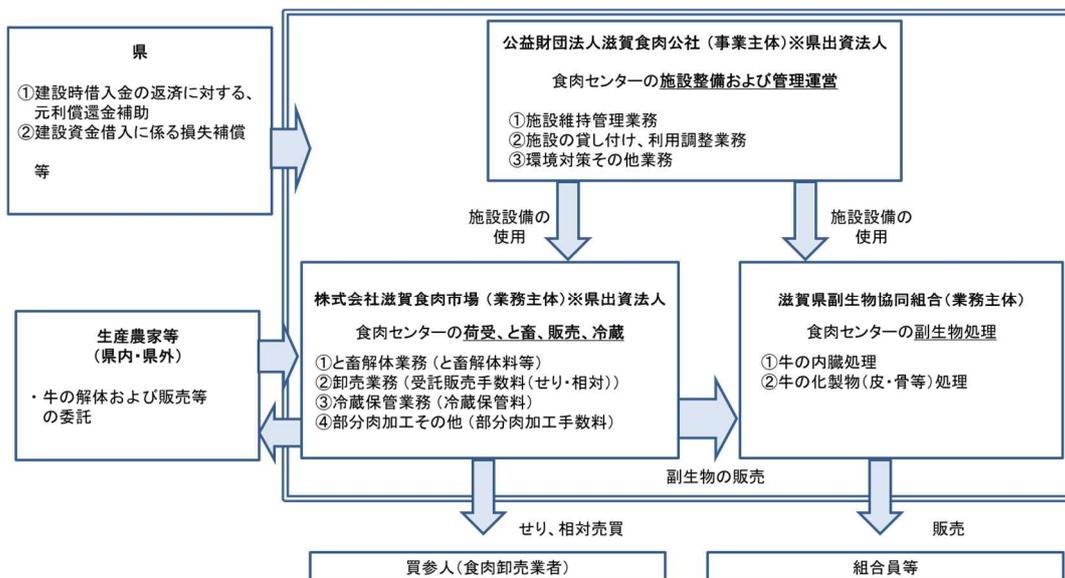
- ①将来にわたって、安全安心な食肉の安定的な供給、近江牛振興を図っていくことができる設置・運営形態であること。
- ②利益を確保し、効率的で自立した経営ができる設置・運営形態であること。
- ③指揮命令系統、責任の所在が明確である設置・運営形態であること。
- ④効率的かつ合理的で、柔軟性とスピード感をもった業務展開が可能となる組織体制を持った設置・運営形態であること。

8 見直しを行う場合において考えられる設置・運営形態

		施設整備、 施設管理	と畜解体	卸売市場	部分肉加工	副生物処理	設置・運営形態の考え方	
< 現 行 >		公社	市場			副生物 処 理 事 業 者		
			(設置者) 公社	(開設者) 公社				
(1) 設置者・運営者一体型	① 公社による設置・運営パターン	公社 (業務を外部委託)						・センターの全業務を公社が担い、業務の実施に当たっては市場または民間企業等に外部委託。
	②-1 市場による設置・運営パターン (副生物処理業務統合型)	市場						・公社を廃止し、センターの全業務を市場が担う。
	②-2 市場による設置・運営パターン (副生物処理業務除外型)	市場				副生物 処 理 事 業 者	・公社を廃止し、センターの全業務を市場が担う。(副生物処理以外)	
	③-1 設置・運営組織新設パターン (副生物処理業務統合型)	新設組織 (※ 株式会社、三セク など)						・公社および市場を廃止し、センターの全業務を新設の組織が担う。
	③-2 設置・運営組織新設パターン (副生物処理業務除外型)	新設組織 (※ 株式会社、三セク など)				副生物 処 理 事 業 者	・公社および市場を廃止し、センターの全業務を新設の組織が担う。(副生物処理以外)	
	④ 民間売却パターン	民間企業						・公社および市場を廃止し、センターの施設を民間企業へ売却。
	⑤-1 県営化、指定管理者制度導入パターン	民間企業 (指定管理)		※ 設置者、開設者 … 県				・公社を廃止し、センター施設を県が継承。 ・管理運営を、市場または民間企業等に指定管理させる。
	⑤-2 県によるPPP/PFI手法導入パターン	民間企業 (PPP/PFI手法導入)						・公社を廃止し、センター施設を県が継承。 ・PPP/PFI手法を導入し、民間資金の活用により、施設整備、維持管理、運営等を民間企業が提供。
	⑥-1 公社による運営委託パターン	民間企業 (運営委託)		※ 設置者、開設者 … 公社				・管理運営を、市場または民間企業等に委託。
	⑥-2 公社によるPPP/PFI手法導入パターン	民間企業 (PPP/PFI手法導入)						・PPP/PFI手法を導入し、民間資金の活用により、施設整備、維持管理、運営等を民間企業が提供。
(2) 役割見直し型	① 副生物処理業務市場移管型	公社	市場				(他府県事例) ・京都市中央卸売市場第二市場では、食肉市場株式会社が副生物卸協同組合等と事業統合	
			(設置者) 公社	(開設者) 公社				
	② 副生物処理業務公社移管型	公社	市場			公社 (委託)		
			(設置者) 公社	(開設者) 公社				
	③ と畜解体業務公社移管、卸売市場開設者変更型	公社	市場 (委託)			副生物 処 理 事 業 者	・と畜解体業務は、安全安心な食肉を安定的に供給するという公益性を有しているものの、構造的に不採算であることから、業務実施主体を見直す。	
		(設置者) 公社	(開設者) 市場					
④ と畜場設置者、卸売市場開設者変更型	公社	市場			副生物 処 理 事 業 者			
		(設置者) 市場	(開設者) 市場					
⑤ 施設管理業務市場委託型	(施設管理) (利用調整) (廃棄物処理)	市場			副生物 処 理 事 業 者	・現在、公社が行っているセンターの施設管理業務、利用調整業務、廃棄物処理業務、衛生管理業務等を市場に業務委託。		
	(施設の所有、整備) 公社	(設置者) 公社	(開設者) 公社					
(3) 市場機能廃止型	公社	市場 (自家割のみ)			副生物 処 理 事 業 者	・地方卸売市場の廃止		
		(設置者) 公社	—					
(4) 滋賀食肉センターの廃止							・センターの廃止	
							—	

(参考 1) 滋賀食肉センターの施設機能

所在地	近江八幡市長光寺町 1089 番地 4		
敷地面積	110,349.04 m ²		
建物面積	6,312.83 m ² (延床面積)		
本館棟	鉄骨造 2 階建 (工場部門、市場部門、管理部門)		
排水処理施設棟	鉄筋コンクリート造 (地上 1 階、地下 1 階)		
病畜処理棟	鉄骨造平屋建		
食肉関連施設	鉄骨造平屋建		
その他付属施設	搬出入車両待機場、洗車場、井水貯留施設		
施設能力	と畜解体	牛 100 頭/日	
開場日	と畜場の開場	原則週 4 日 (月曜、火曜、木曜、金曜)	
	セリ市場の開場	原則週 2 日 (月曜、木曜)	
整備事業費	用地取得	約 20 億円	造成工事 約 11 億円
	建物	約 14 億円	設備 約 26 億円
事業スキーム			



(参考 2) 現在の設置・運営形態の採用 (決定) 理由

現在の設置・運営形態は、センター開設に至るまでの長い議論の結果、決まってきたもの。最終的に県の信用と民間の活力を生かすものとして、現在のスキームが考えられたもの。運営形態については、県・市町・生産者団体で構成される新たな財団法人を設立し、この財団法人が事業主体となり、食肉センターの施設整備、施設管理を実施。と畜解体、内臓処理、卸売市場、部分肉加工の業務は、民間活力を最大限に活かすため、関係者、関係団体により設立する民間出資法人が業務を実施。

[財団法人設立の理由]

本事業が公共的、公益的性格が強く、県主導による事業の推進と人材育成が必要であったため。これに対し、県立施設であれば、行政依存や人材育成、民間活力の導入に支障。